|家職||と||奉公|

「葉隠」「夜陰の閑談」論

小池喜明 koike yoshiaki

はじめに

本稿は左記各論文の続篇をなす。したがって、形式・論旨ともにこれに随うものとする。

、山本常朝における「生」と「死」(上・中・下・補遺。「東洋大学紀要・教養課程篇」二十五号・二十九号・三十号・

三十一号)

二、「武士道」から「奉公人」道へ――『葉隠』研究序説(日本思想史学会「日本思想史学」二十四号、一九九二年九

あるが、両者はどうちがうのか。かつてこのことについて、漢文訓読研究の権威中田祝夫氏が朝日新聞(一九八あるが、両者はどうちがうのか。かつてこのことについて、漢文訓読研究の権威中田祝夫氏が朝日新聞(一九八 ○年六月十九日夕刊)に一文を寄せられたことがある。 「曰」と「云」(ともにイウ・イワクと訓読)は、 中国語や日本漢文においてきわめて使用頻度数の高い常用

「音は別で、語義語感が全く同一ということは、言語の上ではないはずである」というきわめて健全な常識に

語

立 脚する中田氏は、 右の両語の相違を実証的・論理的に明快に説き明かされてい

めとして、 まの私の関心は、右の一文にしめされた氏の見解の当否にではなく、従来、字書の権威『康熙字典』をはじ 中・日両国の学者・研究者たちがこの両語の相違についてまったく無自覚であったという氏の指摘に

う。「曰」と「云」の相違にはこうした原義上のものにくわえてさらに、「日本的な訛り」の問題がある。い 類にみられるという。 的な誤用」の事例は、 を皇室・大臣、 書道でいう和臭である。たとえば『吾妻鏡』初巻では、平清盛の場合の「云」に対し、 が二十一ヵ所ある由であるが、「従来の歴史家や国学者は、この重大かつ多量の使用例に無頓着であった」とい 「日」を使い たとえば『日本書紀』「神代巻」中の異伝の表記においては、「一書曰」が六十ヵ所、「一書云」・「一云」・「或云」 (頼朝にはとくに「神田」とも使う)、「日を尊敬表現の文字としてしまっている」。そして、 神事に専用し、「云」と区別することにより「この二字で上位・下位の区別を行っている」「日本 『権記』・『小右記』・『水左記』・『永昌記』・『長秋記』・『玉葉』・『康富記』などの日記 源頼朝·北条時 回 回 政には

者・記録者の明確な価値感がこめられているはずであり、読者はそのメッセージを読み誤ってはなるまい、とい るおそれなしとはしないのである。 が「武衡 私の関心は (頼朝) 曰」に対して「(平清盛) 遺伝云」とあれば、ここでの「曰」と「云」の使い分けには、 文字への関心の有無は、 「日本的な訛り」あるいは「誤用」の是非という点にあるのではない。 時には思想の歴史的位置づけの根幹にかかわり、大いなる誤読を招来す たとえば

事態は『葉隠』における「奉公」・「奉公人」の語についても変るまい。『葉隠』の語り手山本常朝は、 異様なほ

期においてもきわめて能動的な役割をはたしていたことについては、『驢鞍橋』 とはひろく知られている。 端的に感じとることができるだろう。 という事実のうちに、常朝が「武士」とは截然と位相・重心を異にする「奉公人」の語に仮託した歴史的含意を 是最上の被官也」にはこれらの語は一切見られず、「奉公人」と「被官」(家来)の語のみによって語られている 士」・「武道」・「武士道」の語で統一されているのに対し、つづく第三項「奉公人は一向に主人を大切に歎く迄也。 不」珍といへども、 これを使用している。 どに「奉公」の語を多用し、「奉公人」については、「武士」と「侍」・「士」の語を合算したのとほぼ同じ割合で 鎌倉時代における武家の棟梁と御家人との主従関係が「御恩」と「奉公」との双務契約により結ばれていたこ 皆人油断と見へたり」、および第二項、「武士道と云は、死ぬ事と見付たり」の両文が、「武 そして、何よりも、 そして武士の主従関係におけるこの われわれは、 たとえば 常朝のかかる語法の意味に無自覚でいることは許され 『葉隠』 開巻劈頭第一項「武士たる者、 「御恩」と「奉公」の観念が、 (鈴木正三)、 武道を心懸べき事 『三河物語』 戦国末 から近世初 (大久保

彦左衛門)

の例に即してすでに述べた。

彦左衛門(一五六〇―一六三九)や正三(一五七九―一六五五)よりすこしのちの武将井伊直孝(一五九〇―一六五 臣による下からの一方的忠誠ぶりに由来する特殊な用語でもなく、 用と強調は家臣の側からの、 大久保彦左衛門も鈴木正三もともに徳川家康麾下の旗本であり、 0 「奉公」「奉公人」の語が武士の生き方につよい主体的関心をもつこれらの人々に特有のものでも、 「遺訓」のうちにもしめされている。 すなわち主従関係における下からの、「奉公」ぶりの顕示と見られなくもない。 そのかぎりかれらにおける「奉公」 当時の普遍的用語であったことは、 たとえば 0 ま た家 の多

|葉隠|| には井伊家にかかわる、「井伊の家には本妻は之れ無く候」という逸話が記録されている。 「御先手の

盤を磐石たらしめて二代藩主となった直孝 である。まさにこの遺言の趣旨通りに多病の兄直継に代って大坂冬・夏の両陣で抜群の功績をあげ、 家なれば、 ノ十七)という彦根藩祖井伊直政の遺言にかかわっての、すさまじいまでに合理的な後継者選びの逸話について 不器量の者家を継ては、 御用に立たず、 (直政二男)は、 ……妾腹あまたのうちに、 万治二年 (一六五九) 器量を見立、 六月、 後継者の三男直 家を継すべき」(十 井伊家の基 澄 に宛

にたいする専一な「御奉公」を強調する直孝は、これにつづく条々において家臣を「奉公人」と称し、 御代々御厚恩、子々孫々迄可」奉」忘儀、 十三条よりなる「遺訓条々」の第一条において「……一向御奉公専一に被 無」之事」(傍点、 小池。 以下同様)と、 相勤 徳川家からの代々の 一候儀、 可以為 本意 御厚恩

「奉公之振舞」に言及することたびたびにおよんでいる。

てた「遺訓条々」を遺している(小澤富夫氏編著『武家家訓・遺訓集成』ペリかん社、

所収)。

鎌倉御家人の正規の用語「新恩」をもって記述している(『折りたく柴の記』)のも、 〇九) 七月六日、 関係もまた、 ずからの家臣団にたいしては「能奉公人」たるの「奉公」を要請している。かくては徳川幕藩体制における主従 である。 く知られている。 三代将軍家光の信任厚く、その死後に四代家綱の補佐の任にあたった直孝が幕閣に占めた地位 鎌倉期以来の 六代将軍に就任直後の徳川家宣から二百石の加増を受け五百石となった新井白石が、この件を その直孝が徳川家の 「御恩」と「奉公」の観念により結節されているとみてよいだろう。 「御代々御厚恩」にたいする「御奉公」を子孫に期待し、 この伝統にしたがったもの それと同時にみ の重要性 宝永六年 は ひろ

公人」の語を釈して、「奉公は仕官を云ふ。今俗、 そして、 文化七年(一八一〇)に大坂に生まれ天保十一年(一八四〇)に江戸に移り住んだ喜田 民間に仕ゆるをもすべて奉公と云ふ」(『近世風俗志 川守貞が、 (守貞謾

士たるもの」(浪人を含む)と「武士たる奉公人」(仕官をしている武士)とを書き分けていた江戸初期の記述(大 稿)(一』、岩波文庫、一五五頁)と述べているのをみれば、近世全般を通じても仕官が「奉公」と称され、武士が 「奉公人」と呼ばれていたことは明らかである。「奉公は仕官を云ふ」というこの江戸末期の風俗の記録は、「武

道寺友山『武道初心集』)と符合する。

状況にふさわしい「畳の上」の「奉公」であり、「治世」(治まれる世)においての「奉公人」の心構えであった。 語に深い思いをこめてみずからの存在理由と意義について語った者は稀であった。その常朝が力説した「奉公」 ところが常朝に見られるこうした、時代状況の変遷にともなう「奉公」内容の変容という認識は、すでに早 だが、「奉公」「奉公人」の語をめぐるこうした系譜のうちにあって、『葉隠』の語り手山本常朝ほどにこの両 さきの井伊直孝の時局観のうちに見ることができる。時代即応の「治世之御奉公」の強調としてである。 戦国期的な戦場におけるそれとはまったく異質の、十七世紀末から十八世紀初頭の元禄・享保という時代

VI る 直孝は、「遺訓条々」に先立ち、三河以来の盟友たる譜代大名榊原忠次の子息政房に宛てた「教訓」を遺して

候は、下々之者を随分大切に、常々撫育を被ゝ加候様に御心得可ゝ有ゝ之候。治世之御奉公は此一事に止り申儀に 御奉公」を高唱する一方、とりわけ「治世之御奉公」の重要性に言及する。「公儀よりの御厚恩を報じ度と被」存 そのなかで直孝は、自家の子孫にむけてと同様に「公儀よりの御厚恩」にたいする「上へ之御奉公」・「真忠の

て(却て)治世ほど忘却しやすきものに候」(同右、二四三頁)。彼のいう「治世之御奉公」とは、「下々之者を随

分大切に、 「大名にも成候ものの御奉公」・「公儀への御奉公」もすべて同じく家臣団の「撫育」の意で、「治世」においての 常々撫育」すなわち家臣への厚い配慮、 その保護育成の意である。「教訓」のなかで繰返し説 か れる

直孝はいう、 榊原や井伊の家は徳川譜代大名中でも別格、すなわち徳川四天王 (榊原康政·井伊直政·酒井忠次·

ものにほかならな

軽は、 将軍家の第一・第二の藩屛(垣根)であり、大名などは前二者のはるか後方に位置する第三の藩屛にすぎぬ、と 本多忠勝)の子孫として公儀「御先手」(先鋒)の家柄であるから、「御自分の家 大名は重要だから一番最後の垣なのだなどといわぬところに、 は かにも戦国風 上様の一番の外かこひ、士分は二番の垣に候。我等共は三番の垣に候」。譜代各藩所属の足軽・武士こそが のリアルな認識であり、 説得力に富む。 多分に若い当主への説得の論理に由来するとはい 幕閣の重鎮井伊直孝の見識のほどがうかがえよ (榊原家) や我家 (井伊家) の足

すでにして戦場体験は昔語りとなり、 世は泰平の治世、 かつて主家を盛りあげた主力の「一番の外かこひ」

ずる時代思潮であったらしい。 ちであるが、それらはいずれも認識不足というべきで、「無用の者を貯へ置候は、 めていう。 (足軽)や「二番の垣」(士分)を多数抱えこむことの財政的負担が危惧され、 ひとは、 またあるときは「公儀の御為に命限りに粉骨をさへ尽し候得ば、 あるときは「時の勢に計ひかれ、時めき候事 治世における、リストラ (構造改革·人員整理) (幕閣の要職への就任などか) 計を、上への御奉 かれらの雇用を「無用 職分は尽し」たかのごとく考えが である。 忠勤を尽す備の為にて候。 直孝はこうした時流を戒 の費」と嘆

1

きか、

4)

用の費を致すには曽て無」之候」というのである。「忠勤を尽す備の為」の語が良い。

かにも関ヶ原での武功のほどが偲ばれる武将の言である。

右の直孝の申し分のうち、

とりわけ興味を

治に居て乱を忘れずとい

う

う。 粉骨砕身の奉公は戦国期のものであり「治世」には似合わず、さらにまたそれは大名の「職分」の根幹ではな U か 地位の自覚に由来する「職分」観から成る、 う認識である。 れるのは、 「公儀の御為に粉骨をさへ尽し候得ば、 すなわち直孝の 「治世之奉公」論は、 きわめて時局的な職分の倫理の所産であったといってよいだろ 職分は尽し」たと思うのは間違いだ、 今は平時の 「治世」という時代認識と大名という身 という部分である。

成原理として能動化され、 御家之犬」という完全受忍型の、 十五歳、 一応脇におくとして、 LJ ま試みに左記の人々の開幕時 井伊直孝十四歳、 真正の戦国人種たる彦左衛門の「(治世における) となる。このうち仏教者に転じた鈴木正三の「奉公即修行」というやや特異な奉公観 積極的な職分の倫理として鋳直されているのを見ることができる。 出口なき受動的奉公観は、 (一六〇三年) における年齢を記せば、 右の直孝において幕藩体制的組織を縦貫する秩序形 御普代之衆ハ、よくてもあしくても 大久保彦左衛門四十四歳、 鈴木正三二

世ほど忘却しやすき)大名にも成候ものの御奉公」の論を重ねる直孝の思惟様式は、武士の「家職」を論じて いささか結論を先取りすれば、 大名の職分如何を問うて、 その現実的基盤の上に治世における「(治

·奉公」にいたる常朝の論の先縦としてまことに興味深いものが

ある。

とができる。 法度」改訂の折に幕法のうちにとりこまれ、「治世之御奉公」としての本質を顕在化させられているのを見るこ さて、井伊直孝の 時勢の必然的推移によってである。 「遺訓条々」、「教訓」のうちにもられていた職分観は、 やがて彼の死後二十五年の 「武家諸

により制定され、 徳川 幕 藩体制における武家統制の憲法ともいうべき「武家諸法度」は、 秀忠が伏見城で発布したものを祖型とする。それは十三条より成る漢文で、「建武式目」 元和元年 (一六一五) 七月七日、 にな 家康

らって注を付し、『信玄家法』のごとく古典の引用により潤飾されていた。その第一条にいわく、「文武弓馬之道 可二相嗜一事」。

推移を確定的にしめすものといってよい。 の「弓馬之道」が消え、代って「忠孝」と「礼儀」の顕彰である。戦闘の時代から秩序の時代へ、という時勢の 三年(一六八三、ときに山本常朝二十五歳)七月二十五日発布の綱吉による改訂版は、漢文から仮名交り俗文へと いう記述様式の形式的変化もさることながら、家康以来不変の第一条の内容の根本的改訂において際立ってい この「武家諸法度」のたびかさなる改訂のうち、最大のものは三代家光と五代綱吉によるものであるが、 いわく、「文武忠孝を励し可↘正∷礼儀¡事」、と(栗田元次『新井白石の文治政治』)。家康から家綱代にかけて 天和

誓願」として掲げる、「四誓願」についてはひろく知られていよう。 われわれの当面の考察対象たる『葉隠』冒頭の「夜陰の閑談」がその末尾に、「我等が一流の(わたしなりの)

一、於二武道」おくれ取申間敷事

、主君の御用に可ゝ立事

、親に孝行可」仕事

、大慈悲をおこし、人の為に可」成候事

宛先へにじり申物に候。 此四誓願を毎朝仏神に念じ候へば、二人力に成て、跡にはしざらぬ(後退せぬ)もの也。尺取虫の様に少 仏神も先誓願を起し給ふなり。

天和三年改訂版「武家諸法度」 くくなっている忠を、 のであるかが知られよう。 公哲学の要諦ともいうべき「四誓願」の趣旨を、さきに見た井伊直孝の「治世之御奉公」の論旨、 「畳の上」の「奉公人」道が、 この 本来その動態性の故に戦場においてならいざ知らず、治世の「畳の上」の奉公の場においては実感しに 四誓願」の趣旨が 孝によって裏打ちする治世に相応しい静態的な忠孝一致論である。 の提唱する理念と比較するならば、『葉隠』において山本常朝の説く治世 11 かに出色の時代認識に裏打ちされた、 の中核を忠と孝におく点にあることは、 きわめて時代即応的な現実性に富んだも 第二・第三条において明白 いま、 この あるい 『葉隠』 相応 はまた

1

に、 時の有力諸藩に通有の普遍的現実であったらしいことである。以下において、順次検討してみよう。 に、新参者は召抱えず譜代を大事にし、譜代の臣は浪人ののちも自領内に止めておくという家臣への恩愛、 それは 井伊直孝の「遺訓」にはさらに、 「曲者」的人材をこそ尊ぶという人材育成の知恵、 常朝が いかにも鍋島藩にのみ固有の習俗・制度・淳風美俗であるかに誇称する次の二点、 『葉隠』 の内容との関連で、 この二点が思いのほかに いま一つの興味深い現実が片鱗を見せてい (あるいは当然というべきか) すなわち第 当

をのこす主君の側からの「御慈悲」だというわけである。 他国に追放せず、 四誓願」中に見られる「慈悲」の語は『葉隠』では「仁」といいかえられており、たとえばこの (浪人) を命ぜられるのも主君の「御慈悲」というような文脈で使われる。 佐賀藩では伝統的に 自領内に止めておいた。常朝にいわせれば、これはかれらに反省の機会を与え、再出仕の機会 「牢人」を は、「牢

被二仰付一候ても、 0 御代々の殿様、 御先祖 様御信心の 御国内に被:|召置|、切腹被:|仰付| 者の子孫も御国内に被:|召置|、主従の契 深き御めしおかれ おおせつけらるる 悪人無」之、 御加護たるべく候。 鈍智無」之、 又御国の者、 日本の大名に二、三と下らせらるゝは終に無」之、 他方に不い被い出、 他方の者不ら被ら入候。 不思議 家に不

なく奉公 仕、牢人・切腹被二仰付 思議に生出、 心入、是鍋嶋侍の覚悟の要門、 ケ様の儀を存当、 御被官は申に不」及、町人・百姓まで、御譜代相伝の御深恩、不二申被」尽事共に候 〈何とぞ御恩 も一つの御奉公と存、 報に御用に可二罷立」> 我等が骨髄にて候。 との覚悟に胸を極め、 山の奥よりも、 土の下よりも、 御 想に被口召仕 生々世々御家を奉 時 は弥私

末々の者迄、 譜代の武士にたいしては牢人を命じても国内にとどめておき、また罪科をえて切腹を命じられた者の子孫も国外 して前記の には出さず、 前 段で常朝は、 知られているようにこの一文は、 他方、 井伊直孝遺訓」 相応に召仕可 御国の者、 新参者は召抱えぬという鍋島家を、 被、申候。 のうちにこれとまったく同趣旨の文章が見出される。 他方に不」被」出、 新参者抱被」申事無用に候」(前掲書、二三八頁)。 「夜陰の閑談」 他方の者不」被」入候」として佐賀鍋島家の淳風美俗 後半部を飾る常朝一 比類無く「主従の契深き家」として顕彰するが、すでに 流の没我的忠誠論である。 「家来子ども他所へ遣 この文章 す 間敷候。 なわち

名たちによる譜代家臣の保護育成は、 置候は、 すくなくとも佐賀鍋島家のみがとりわけ「主従の契深い御家」だとはいえまい。 れを見る限り、 勤を尽 す 備の 譜代 為にて (家臣) 候。 重視、 無 用 自家の基盤強化という戦略的発想に由来してい 新参者軽視は近世初頭における有力諸藩の常識であっ の費を致 すには曽て 無」之候」 0 語 に 徴して明ら さらに直孝の る。 か それは常朝が解するよ なように たとい 「無用 0 当 7 者を貯 時 の大

この戦略的発想を超えて存在するかもしれぬ君臣情誼のありようを否定するつもりは毛頭無い 譜代家臣のためを思っての「御慈悲」などでは、決してない。(もっともこういったからといって、一般に、

御心懸可、有、之候」 (同右、二四二頁)。 様にいたし、 孝教訓」のうちに先縦を見ることができる。「男がましきに過候ての罪抔は、一入秘蔵之事、総て日長に見通候 度虚言いはねば男は立ぬぞ」は「曲者」の代表的属性をあらわす語として知られているが、これもまた「井伊直 本神右衛門重澄(一五九〇—一六六九)の「(武士たる者は) 博奕をうて、虚言(大言壮語)をいへ、一時の内に七本神右衛門重澄(一五九〇—一六六九)の「(武士たる者は) 博奕を 『葉隠』には「誤一度もなき者はあぶなく候」の語に象徴される「曲者」有用論 少々之過失は打捨、只々常々念頃(懇)に召仕、随分力の及び候だけは、厚く恩をあたへ候様に、 から るあ り、 常朝 0

合軍が近江姉川に対峙したのが元亀元年(一五七〇)で、そののち秀吉が朝鮮征討を発令した天正十九(一五九 れで、重澄の仕えた鍋島初代藩主勝茂は天正八年に生まれている。信長・家康の連合軍と浅井長政・朝倉義景連 男道」の伝統に通ずる戦国倫理の残影を見ることは容易だろう。 右の重澄の「男」の語、 までの約二十年間は、 のちの武士たちから「元亀天正」と呼称された戦国武士たちの華やぎの期間 あるいはまた直孝における「男がましき」の語の強調の背景に、『信玄家法』 山本重澄と井伊直孝はともに天正十八年生 であ 中

たとえば新井白石の自伝『折たく柴の記』には当時の有様が次のように記されている。「我父(正済一六〇一-一 この時期に生を享けた鍋島勝茂や山本重澄ら当代の武将・武士たちが継承し、 のわかくおはせしほどは戦国の時をさる事遠からず、世の人遊俠を事として、気節を尚ぶならはし、今 の戦国気風、これらの「男」たちの「男がましき」振舞いこそが近世初頭の武士たちの習俗であった。 身辺に濃厚に漂わせてい た「元

の時には異なる事ども多く聞えたりけり」。

輔利直(上総久留里領主) 特のすずやかな巨視的視点をもってした、として次のような逸話を語りのこしている。あるとき藩主土屋民部少 た自分は「莫大の主恩」によって成長した、この大恩に報いるには人並の奉公ではすむまい、と申しています。 しつづける白石の父は、再度の主君の返答の催促に、こう答えたという。かの者は常日頃、若くして父に死別し そして白石は、「遊俠」を事とし「気節」を尊ぶ気風のうちにあった当代の人々は、君・臣ともに人材養成に独 が酒癖の悪い家臣を成敗するから立会え、と新井正済にいってきたことがある。

怪をか仕出して候ひぬらむ。但しわかく候時に、かれらがごとくなるものにあらずしては、年たけ候ひし後怪をか仕出して候ひぬらむ。但しわかく候時に、かれらがごとくなるものにあらずしては、年にはいいい もふ所に候。 に、ものの用にはたゝぬもの多く候歟。これらの事を存めぐらし候につきて、 天性不敵なるものの、 (『折りたく柴の記』上巻。岩波書店「日本古典文学大系」所収 しかも年なおわかくして、おこの(馬鹿げた)ふるまひも多く候へば、い 御答の遅く候ひしは、 かなる奇

がいう、「罷帰りて休み候へ」。 るぞ。逐ふべし」というので正済が顔を動かすと、血を吸って「胡頽子」のようになった蚊が六・七匹畳にお この返答ののち、主従はまた黙りこんでしまった。しばらくして藩主利直が それを懐紙につつんで袖にしまった正済と利直は、 また沈黙の見つめ合いにもどる。またしばらくして利直 で「あった」 (其方の顔) に蚊の聚りぬ

明がおこなった七度の無言の「御異見」にも通ずる君臣情誼の佳話である。「天性不敵なるものの」若気の至り、 主従阿吽の間ともいうべき、息をのむほどに佳い場面である。『葉隠』において三代綱茂にたいし中野 7数馬利

という正済の進言を利直も認める。 「曲者 (癖者)」有用論である。 駻馬を調教してこそ名馬という戦国流の人間知であり、人材養成法といってからは

初頭にかけて異体異風の服装や行状にみずからを誇示した「かぶき者」から、正保・慶安年間(一六四四-一六五 井正済といった「気節」に富んだ主君や先輩との邂逅に恵まれなければ、その人生は逸脱する。 以降の泰平の治世というおだやかな時代状況におさまり得ぬ者がすくなくなかった。不幸にして、 一)ごろに徒党を組んで市中を徘徊した「旗本奴」にいたる不満分子・無法者たちは、「気節」を口実にただの 遊俠」の徒に終始した。そして慶安四年には周知の由井正雪の事件が起きている。体制は未だ安定性を欠いて 遊俠」といい「気節」といい、戦国期の餘習を脱し得ぬ当代の武士たちのうちには、当然ながら「元和偃 戦国末から近世 土屋利直や新 武

寛大な仕置き、「男がましきに過候ての罪抔は、一入秘蔵之事」という発想は、 て国主層に伝承されうる普遍的真理であったことは、幕末期の薩摩藩主島津斉彬の次の語にもしめされてい て当然の経世的方策であったといえよう。のみならずこうした「曲者」有用論が、時代を超えた政治的眼識とし とすればこの時期にあっては、「遊俠を事として、気節を尚ぶならはし」という遺風に毒された武士たちへの 当時の見識ある国主たちにとっ

「一癖アルモノニ非ザレバ用ニ立タズ」(『島津斉彬言行録』岩波文庫)。

世的方策・政策として時代を超えた普遍性を有する政治的常識であったことが知られよう。 しての「曲者」(癖者)への恩情といったものが、必ずしも佐賀鍋島家に特有の淳風美俗ではなく、 以上の叙述から、常朝が佐賀藩特有の藩主からの「御慈悲」として顕賞する、 譜代の家臣の厚遇、 それ 為政者の経 に関連

本質的に政治的発想に由来し、各藩にも共通してみられるかかる事態を、

では常朝は何故に、

鍋島家特有の

恩」(「御恩」) を意図してのものというならば、まことに分り易いのだが、 御慈悲」として倫理化するのか。 の強張が、 「主従の契深き御家」における藩主からの しかし「夜陰の閑談」 「御慈悲」や の論旨・論調にはこれとは 「奉公」 「御譜代相伝 の喚起 の御深 のみ

なり次元を異にした局面が看取されるのである。

茂・藩祖勝茂当時の「御慈悲」の強調は、 証し、その弊害の状を浮彫りにするためにほかならない。 私見によれば、 般に「夜陰の閑談」に言及する者は、概してその重心を末尾部分の没我的「奉公」 常朝の力点は論の過半を占める前半の君主批判・君徳要請の部分にこそある。そこでの藩祖 とりもなおさず二代・三代からいま現在にいたる「御慈悲」の不在を 論におきがちであるが、 直

来の「国学」を光背とする「家職」の自覚を促し、 であったのはすでに過去の時代のことであり、いまやこの誇るべき伝統は失われたとして、君・臣双方に藩祖以 彼は、 鍋島家が君・臣ともに「家職」に専念し、上・下それぞれに各人の職分を果した「主従の契深き御家 時代の危機に対処すべくかれら双方に連帯責任を要請するの

要請すべく、 からの主体的献身の強調により、 その かぎり、 主君の喉元に擬された切先鋭い名刀の趣がある。以下において、これらの点につき順次検討してい 前半部の君主批判と末尾部分の没我的 それに充分見合うほどの献身的「奉公」 「奉公」 論とを対応させるならば、 の姿勢と連帯責任の自覚を「上」にも 後者は、 一下」(家臣

きたい

16

貫し、常朝の思想の中核が集約的に記されていると見ることができる。「閑談」という韜晦気味ののどかな標題 歌道と古典の素養で鍛えられた彼の文章がまた佳く、朗々誦するに足る。 倫理的・政治的覚醒を促すこの一文は、その死去に三年先立つ、常朝の書置といってもよいほどのものである。 とは裏腹に、 らの引用で構成されているのに対し、「夜陰の閑談」 「聞書」一から十一までが、山本常朝による語りか、 全十一巻 熱烈なパトスを以て思いのたけが記され、藩の将来像を見すえて、藩主をも含めた藩の全構成員に (「聞書」一~十一) のうちで、その冒頭を飾る「夜陰の閑談」 はほぼ確実に常朝自筆と考えてよい。それだけに論旨 あるいは編者田代陣基による他者からの聞書および他書か は特異な位置を占めて

「夜陰の閑談」は、主従倫理の根幹を「家職」に即して展開する。

み申 (家臣たち)は皆家職を勤申候。上より御用に立者御探捉、 (基盤が確固とする) たる事に候 家職勤の能手本は、 面々家職を勤る外無」之事に候。多分、家職は不数奇にて、他職を面白がり、取違、 日峯様 (藩祖鍋島直茂)、泰盛院様 下より御用に立たがり、上下の志行渡、 (初代藩主鍋島勝茂) にて候。其時代の御被官 度々仕損じ 御家黒 申事

の要請にある。 ここで「家職」 の職分観に通ずる考え方である。ここで君主たるものの「家職」(職分)とされる「御用に立者御探捉 藩祖直茂・初代藩祖すら職分の倫理により律せられ、 とは所定の勤め、 職分の意であり、右の一文の趣旨は君臣双方へのそれぞれの職分の倫理完遂 評価されている。 さきの井伊直孝

とは、 くままに紡ぎ出され、 之事」と通底する。 直孝における「下々之者を随分大切に、 他方、 理想にはしったかのように見られがちの常朝一流の没我的忠誠論も、多分に理性的 家臣の「家職」 は 「下より御用に立たがり」だという。 常々撫育を被い加」、「男がましきに過候ての罪抔は、一入御秘蔵 かくては、 一見して情念の赴 · 現実

的な職分観に立脚したものであったことが知られよう。

であり、 立者御探捉、下より御用に立たがり」として、主君は上から、 を全うした模範は藩祖直茂と初代藩主勝茂、としてかれらの功績が絶対化される。このかぎり、「上より御用に n となる。 によって成立した「上下の志行渡、 ところで確固たる職分観にもとづく職分の倫理を判定基準とするかぎり、職分に忠実な義務遂行者は顕 その逆の者が貶しめられることは論理必然的帰結である。 この強調を裏返せば、 いまの佐賀鍋島藩には君・臣ともに職分の自覚すらなし、 御家黒み申たる」 理想的な藩組織として強調されるのは直茂・勝茂代のこと 家臣は下からとそれぞれの職分を十全に果すこと それゆえ、「家職勤の能手本」、すなわちそ という苛烈な現代批判 の職 彰彰さ

次に引用する 「夜陰の閑談」中の、 歯に衣着せぬ主君批判は、 こうした文脈のうちにある。

書物成共御熟覧候て、 下」 軍 御上にも 御落着被」遊度事に候 (主君におかれても)、 日峯様・泰盛院様の御苦労を被 思召知 責て御譲の

御座、 ケ様の時節に、 生候へば、 我侭の数寄事ばかりにて、 「若殿~~」とひやうすかし立 利口成者共が、 何の味も不」知、 御家職方大方に候ゆへ、近来新儀多く、 (おだてあげる) 智恵自慢をして新儀を工み出し、殿の御気に入、 候に付て、 手薄く相成り候事に候 御苦労被 成事 無」之、 玉 当学 出頭

御道具仕 屋敷替、 して、悉くしくさらし申候。先申さば、 **廻物**、 御親類並家老作り、 御先祖様御仕組手堅候故、 西御屋敷解崩しなど、 御東解除、 皆御代初に「何事がな」と、 大本は動き不り申候。 御掟帳に仕替、 御三人の不熟、 独礼作り、 不調法なる事にても、 着座作り、 新儀を工み候て、 西御屋 敷御取立、 他方者抱、 日峯様、 足軽 仕そこなひにて候。 手明鑓物 組 泰盛院様の御仕 まぜちら

原文には段分けはないが、便宜上書き分けた。

置

御指南を、

上にも下にも守候時は、

諸人落着、

手強な、

物静に治り

申事に候。

代藩主光茂によるものである。 相良求馬や岡部重利などの他国の者の召し抱え(「新規」)、 島の鍋島三支藩と本藩との不和であり、「着座作り」とは家老に次ぐ家格の着座身分の新設、 一段目に列挙されている 「御三人の不熟」から 「西御屋敷解崩 「御掟帳に仕替」とは藩法の改訂であって、 L にいたる諸項目はすべてこれ、 「他方者 抱かかれ すべて二 とは 鹿か

代が壊しているのである。 御屋敷解崩し」とは元禄十年に三代綱茂が造営(「西御屋敷御取立」) また 四 代吉茂が解体したことをさしている。 御東解除」 とは初代勝茂が造営し老後の住居とした向陽軒を三代綱茂が除去したこと、 藩財政逼迫のおり、 初代の隠居所を三代が壊し、 この朝令暮改ぶりには常朝ならずとも不満を禁じ得 した広大な別荘観頤荘 その三代が建てた広大豪華 (西御屋敷と別 さらにまた まい。 な別 荘 を四 称 西

な批判である。 為政の最高責任者たる主君にたいし平素から抱懐しつづけた不平不満を一気に吐露したような、 否 それはもはや批判の域を超えて、 主君弾劾といってよい。 そしてその弾劾は、 常朝が まことに激烈 無二の

て、 勝茂にも、 でいえば宗家と御三家との不和) 11 主君と仰いだっ 当時の諸藩に共通してみられる政策であって、 また 「着座作り」、「他方者抱」は治世という新たな政治状況に対応すべき組織整備 当初 一代光茂にも確実に向けられている。 の主観的意図とは別に、 についていえば、 後顧の憂いを未然に絶たなかった責任があり、 小城藩の設立 この評価は一義的には決し難 しかし本藩と三支藩との間に生じた (功労) 者直茂、 蓮池・鹿島に三男・五男を配した 67 0 光茂のみは 「御三人の不熟」 環に関 わるものとし 責 めら (徳川

した、 に、 る。 11 による「西御屋敷解崩し」(観頤荘解体)、これらはともに、なんら明確な政治目的をもたぬただの破壊に終って るではない だ から問 それは、 職分の自覚不充分、 題 (職分) か、 右の二段目で「御家職方大方に候ゆへ、近来新儀多く、 は常朝の批判の当否ではない。こうした過激な批判をすら可能ならしめた、 として結果責任を問う。 を判断基準とする批判的視座である。 という批判である。そしてその批判は、 動機よりは結果にこそ着目する政治的視座からの批判である。 君主として為すべきことを怠り、 綱茂による「御東解除」 手薄く相成り候事に候」 常朝 為すべ (向陽軒解体)、 に 0 おお 語 かざることを ける視座 が示すよう 吉茂 であ

右の 化されていることにある。 いては、 VZ られる藩祖直茂と初代藩主勝茂の絶対化に着目して、常朝の真意は直茂・勝茂時代への復帰を目指す、復古思想 あったとするものである。 こうして「夜陰の閑談」 『葉隠』 戦国武士道が山鹿素行にいたって儒教的に彫琢され、 るが、 の復古的解釈によれば、 つの 問 一前半の趣旨は、 ここから、 問題は、 V わゆる そこで「家職勤の能手本」として直茂・勝茂が挙げられ、 巷間、 素行に約半世紀遅れる 「葉隠」 「家職」の視角から君臣双方にそれぞれの政治責任を要請することで 次のような誤解が生まれることになる。 即戦国武士道聖典説である。 『葉隠』 「士道」として静態化したとい の歴史的位置づけは不可能となる。 すくなくとも近世 それは、 か うの 一の武士 たとえばここに見 n 5 から Ó 通説だが、 0 政 治が 思想に 絶対

で、「遅れてきた武士道」などとすらいわれることになる。

ではないことと同断である。 もない。 後代の藩主たちへの鑑戒のためであり、 る。そのかぎり「日峯様・泰盛院様」の仰々しい顕賞やかれらの事績の事々しい言挙げも、光茂・綱茂・吉茂ら は、 直茂・勝茂代の伝統 常朝は直茂・勝茂代の古き良き時代に帰れなどとは、 ……今の世を百年も以前の能き風に成した(し)としても成らざる事也。 此の所合点これなきゆえ也」(二ノ十八)という時代認識の基本的姿勢は終始一貫してい この事態は、 (「国学」) に則して、「御家職」(職分) たとえば 「日本の伝統に帰れ」というスローガンの趣意が、 その趣旨は 「御家職」 一度もいっていない。 の自覚を蘇らせ、 の自覚とその義務遂行への君徳要請以外の何物で その義務を果せ、 「時代の風とい ……昔風をしたひし人に誤りある 石器時代や摂関政治への復帰 ふ者は、 ということに尽き る。 彼 替られ 0 趣 意は、

E

行の如何を問う職分の倫理にありとするのが、 と説き起こされ 国学可:心懸;事也」の語で書き始められ、これを受けての次の段落が Ш 本常朝がかねて包懐する主従倫理観、 ていることからも明らかなように、 政治的信条を凝縮的に叙述した「夜陰の閑談」 本稿の基本的立場である。 常朝の主従倫理観の基盤は 「偖き 「国学」を光背とする「家職」遂 面々家職を勤る外無」之事に候 は、 「御家来としては、

称であり、 あり得ぬ以上、これを合して「家職」すなわち職分の倫理と称してよいだろう。そして「夜陰の閑談」がこの にいう「国学」とは佐賀鍋島藩の成立事情、 「家職」 遂行の指針とも基盤ともなるべきもので、 歴代藩主の事績、 常朝に関するかぎり「国学」なくして 政治 制度、 風俗習慣などについての学習の総 「家職」は

「家職」の延長線上に藩主の 「御家職」を位置づけ、 藩主をも職分の倫理の射程内に据えて、 その統治者として

の行政責任・能力を問うたことは右にたどったとおりである。

越性を獲得した。このかぎり、藩主もまた「藩」という公器に仕える奉公人となる。 の社会秩序、主従関係を超越して聳立するこの「国学」理念を光背とすることにより、 こうして常朝は国主たる藩主をも俯瞰し得る超越的視座を獲得した。「国学」は、 「道理」、『神皇正統記』における「仁」などの超越的理念に通ずる、 神の視点となる。「家職」 機能的に『愚管抄』に 藩主の権威をも超える超 観念は、 現世 おけ

長州毛利家の臣吉田松陰には、 た。これが当時の共通認識であり、 さきに彦根藩二代藩主井伊直孝は、「大名の御奉公」「治世之御奉公」とは「公儀への御奉公」だと明言してい 周知の次の揚言がある。 一般的には大名は「公儀」(幕府)の「奉公人」なのである。 また幕末期

竭さざること多し。 子に奉公するなり。 僕は毛利家の臣なり。 実に大罪をば自ら知れり。我が主六百年来の忠勤を今日に償はせ度きこと本意なり。 吾れ等国主に忠勤するは天子に忠勤するなり。 故に日夜毛利に奉公することを練磨するなり。 然れども六百年来我が主の忠勤も天子へ 毛利家は天子の臣なり、 故に日夜天

ここでは松陰の思想の本質からして当然ながら「公儀」 (安政三年黙霖宛書簡) 家臣という序列となる。 『吉田松陰全集』 かつて私はこの松陰の「奉公」観にみられるエントツ構造性に着目して近世武 大和書房第七巻四四二頁 たる将軍家がぬけているが、 本来は天子

士の忠誠構造を分析したことがあるが

(拙著『攘夷と伝統

-その思想史的考察』

所収「幕末転換期の士道」ペりか

将

そ封建武士の常識であろう。 ん社)、さきの井伊直孝における「公儀」-大名 家臣の場合と同じく、こうしたエントツ構造の階層秩序こ

名な言葉がある。 ところがこうした常識が常朝の場合にはあてはまり難い。「国学」の絶対性をめぐって「夜陰の閑談」中に有

之候へば(家臣として仕えたことがないから)、当家の風儀に叶ひ不」申事に候。如睦・甲胄共に(平時も戦時之候へば(家臣として仕えたことがないから)、当家の風儀に叶ひ不」申事に候。如睦・甲胄共に(平時も戦時 候。能々了簡仕り候へば、国学にて不足の事、一事も無ゝ之候。 び申候。御被官などは(当家の家臣には)余所学文無用に候。国学得心の上にては、 も)、御先祖様を 等は一円(まったく) 今時の衆、ケ様の儀はとなへ失ひ(佐賀における国学の絶対的伝統を次第に忘れ)、余所の仏を尊ぶこと、我 を奉り崇い 落着不」申候。 、御指南を学て、上下共に相澄申事に候。その道々にては、 釈迦も、 孔子も、 楠も、 信玄も、終に竜造寺・鍋嶋に被官被」懸候儀 余の道も慰に可」承事に 其家の本尊をこそ尊

らかであろう。前節で、「国学」なくして「家職」 のみで充分だという。もはや、信仰である。因みに、この「国学得心の上にては、余の道も慰に可」承」の語と、 正成)•北條流軍学 「家職の隙に、気晴・慰に余の事をするは、不」苦。……家職一篇に心懸候へば、曽て少の隙も無きもの也」(二ノ 文の趣旨が の語との構造的相似性に着目するならば、 「国学」の絶対化にあることは一読して明らかである。仏教 (釈迦)・儒教 (孔子)・楠流兵法 (武田信玄)は「当家の風儀に叶ひ不」申」、御「本尊」様たる「御先祖様」の確立した「国学」 なしと述べた所以である。 常朝の精神世界における「国学」と「家職」との相即性は明

例外として、 軍の存在もまた無視されかねないことになる。 分にかぎれば 有無すなわち主従契約如何のみを判断基準として釈迦・孔子までをも斥けるこの思考法によるかぎり、 ここでの常朝 常朝が佐賀藩主および家臣から天皇・将軍への崇敬・忠誠について積極的に言及することは一度も (否、 の主 かぎらなくても)、 酿 が主従間の結節の総論的強調にあることは充分承知してい 既述の『常朝書置』における「公儀への御忠節」をほとんど唯一の 事実、 ほとんど無視されている。 るが、 『葉隠』 竜造寺 全巻のうち常朝 鍋島 との被官の 天皇• 形式 直 談 的 部

が それは人民を含めての政治的版図としての肥前 わめて声高に「国学」が言挙げされる所以である。 ?論理的に可能になる。 右にたどったように「奉公」すなわち「公に 国 (私を) 奉る」の対象たる「公」は「公儀」ではあり得 ないしは鍋島の家 かくしてここに、 藩主を藩(「公」) (伝統)・ 藩 (組織) の「奉公人」と見る視点 ということになる。 ぬ以上、

ない。

下の志行渡、 時期の藩運営に関して、 たびたび「上」・「下」に言及していたことの真意が、 は諸人落着、 返し強調していた「上(藩主)・下(家臣)」 こうして 御指南を学て、 「家職」 手強く、 御家黒み申たる事に候」、 の視点から、 物静に治申事に候」などの文章のうちで、「上下共に」・「上下の志」・「上にも下にも」と、 君臣上下の連帯責任を要請することにあったと考えられる。 上下共に相澄申事に候」とか、「上より御用に立者御探捉、 君・臣ともに藩への「奉公人」と位置づけるとき、 あるいはまた「日峯様・泰盛院様の御仕置・御指南を上にも下にも守候時 の語の真意が明確になる。 である。 彼の真意は、 すなわち彼が、 危機的状況にあると観ぜられたこの 常朝が 下より御用 「如睦・甲胄共に、 「夜陰の閑談」 に立立 たがり、 御先祖様 で繰

常朝

0

意図は、

職分((家職」)

の倫理を倫理的紐帯として、君臣双方の協力による連帯を強化し、

藩組織の基

藩財政の漸次的窮乏化という現実などの、元禄・宝永・正徳・享保年間の時代相が、である。 代の危機の真相が、 盤を磐石ならしめることにある。「藩」 の閑談 の執筆当時すなわち『葉隠』完成前後のころの常朝には、「藩」・「御国」の基礎をゆるがしかねない さすがに見えてきたようである。 (「御国家」) の存続なくしては君・臣ともにその存在根拠を失う以上、「夜 商品経済の浸透による武家風俗の変化、 その結果としての

陰の閑談」)。 悟にて、 泰盛院様 学」伝来の神託であるかのように、天降らせる。 常朝はこうした時代の危機の認識を、初代藩主鍋島勝茂の口を仮りて語らしめる。時代の危機への対応を「国 、奢出来、 (勝茂公) はこう仰せられた、と彼はいう。「泰平に候へば、次第に花麗の世間に成行、弓箭の道不覚 失墜 (浪費) 多く、上下困窮し、内外共に恥をかき、 いかにも人間知・処世知に富んだ苦労人らしい手法といえよう。 家 (鍋島家) をもほり崩し可」申候」(「夜

上下の連帯責任を強調するのは、 藩の経済的破綻にもおよびかねぬことが危惧されている。常朝がそれぞれの「家職」への専念による君臣主従の が、その末期においてすでに、 以上、主として「夜陰の閑談」 ここでも、「上下困窮し」といわれている。 商品経済の波は武家の習俗を浸蝕し、 こうした時代認識と時局観を背景にしてのことであった。 の分析を通じてそこから析出した「家職」観は、『葉隠』全巻を縦貫して多用 勝茂の治政は慶長十二年(一六○七)から明暦三年(一六五五)だ 漸次華麗(「花麗」)化したその生活様式が

される「奉公」観念といかに関わるのか。両者の内的関連を明らかにすることが次節の課題である。

3

国学」・「家職」 の視点からの職分の倫理の合理性は、 さきの激烈な主君批判中の 「家職」と「数寄事」「すき

して軽々と「家職」 (数寄)」との対比•背反から見てもほぼ明らかであろう。ところが常朝はまさにこの「すき(数寄)」を媒介項と 論の合理性の域を超え出て、きわめて感性的な「奉公」論へと踏みこむことになる。

『葉隠』本論中の次の一文を補助線とすると理解しやすい。

この間の事情は、

こと也。誠に讒の一生也。只々無二無三が能也。二つに成がいや也。万事を捨て、奉公三昧に極りたり。 て、過有る事も可」有」之候へども、夫が本望也。万事は過たるは悪きと申候へ共、奉公ばかりは奉公人な 主人を大切におもへば、夫にて澄こと也。是は能御被官(御家来)なり。奉公に数寄過し、主人を歎過 ど(奉公人として相応しいか否か)、理非邪正の当りに心の付がいや也。 の、義のと云立上りたる理屈が返々いや也。(一ノ一九五) らばすき過し、あやまりたるが本望也。理の見ゆる人は、多分少の所に滞り、一生をむだに暮し、残念の 山崎蔵人の「見へ過る奉公人はわろき」と被」申候は名言也。忠の不忠の、 無理無体に奉公に好き、 義の不義の、 当介の不当介な 忠

思わぬ過誤として結果しようとも「本望也」、否、過誤こそ望むところ(「あやまりたるが本望也」)という生の充 に没入し、生の燃焼に賭ける生甲斐の論にあることは明らかである。「主人」「奉公」へのこの過剰な思い入れが 足への希求が論の基調をなしてい 現実的、 この一文の趣旨が、「讒の一生」、この限られた時間の生を「むだ」にすごすことなく、「万事を捨て」「奉公」 合理的な「家職」論と対照するとき、この「奉公三昧」の論はまことに興味深い内容を含んでいる。

家職」 論 職分の倫理を公的倫理とすれば、 この「奉公三昧」 の論は、「家職」 論の本来的属性たる客観性

普遍妥当性の意識的な放棄・排除の上に構築された、きわめて主観的・個人的な私的倫理である。 常朝がおかれていた「御側」という特殊な「家職」にあったと、考えられる。 この極論 の温

用する審美的背景にも思いが及ぼうか。『大字典』(上田万年)には、「善は吉也・良也。悪の反也」、「能 蔑称される職掌である。 見事に為ること」とある。「能」の語は、「見事」に生きること、「三昧」・「一篇」の純粋性に魅かれる彼の感性に 邪正」・「理」・「理屈」はすべて、「いや」の語で切返される。 流のように貫流する「すき(数寄・好き)」と「いや」の語の多用、 の矜持に生きる常朝がかかる職掌に衷心から満足できる道理はない。 それは、「慰方」と呼ばれ常時君側に侍り主人の雑用の任にあたり、 生の充足のエネ ルギーに転位すべく紡ぎ出された起死回生の論と考えられよう。 いかに「家職」のためとはいえ、 尚武の名門中野一門に人となり、 かくては歌人常朝が良・善に代えて「能」 好悪の激情のさまは瞠目に値しよう。「理非 右の論はその「家職」における悲哀と鬱積 冗談にもせよ時に主人の それにしてもこの文章に奔 「譜代」 「尻拭役」 0 は物事を 語 を常

情誼性が不可分のものとして混入してくるのである。 などにおける「奉公」と「主人」の並記に徴すれば、「奉公」と「主人」の語の内的関連のほどが知られよう。 て、「無理無体に奉公に好き、無二無三に主人を大切におも(ふ)」、 「家職」が職掌上の職責であるのに対し、「奉公」には「主人を大切におも」い、時には「主人を歎過」す個人的 の「奉公三昧」の一文では、「理屈」を排し、「理」を超えての「すき」の語で一切が収拾されている。 あるいは「奉公に数寄過し、主人を歎過し」 そし

かない、

選びとられたものかもしれない

な「奉公三昧」の論すなわち「奉公」の倫理が並存している。 のうちには、 右に整理したような「家職」 観と「奉公」観が混在し、理性的な職分の倫理と、 この両者が合して「奉公人」道のロゴスとパ 感性的 トス

を荷うことになる。

あ たちは) 心 先天的な職分であり、 あったように、「家職」は「奉公人」のミニマムの他律的義務である。 『懸候者」二ノ六十一)としての最小限の日常的義務である。「家職の隙に、 給料生活者として普遍的な、 家職は不数寄 それを果すことは、「 職責であり、 (面白からず) にて、 隣の芝生は青く見える式の一般的心情である。 時としてそれは多分に宿命とすら看ぜられる。 御 国 他職を面白がり」と述べていたのは、 家 (藩) の「奉公人」としての、 みずからの意志とかかわりなく課され 気晴・慰に余の事をするは不」苦」 また一 この さきに常朝 間 家の長 の事情を物語るも (|妻子以下の育に が 7 た

理」とのそれに類比され得ようか 格的対比は、 クス・ウェ し、時として非合理的な「無分別」 である。 他者に強いられることなく自己が自己に課すという自律性の故に、 n に対し、 またそ 1 行為の結果を重視して結果責任を問う「責任論理」 1 常朝の力説する「奉公」とは、 れは、 類型をかりて、 常時 「分別」 敢えて図式化すれば、 (「あやまりたるが本望也」) の枠内での貢献が期待されるにとどまる消極的 生命を投げ出しての没我的献身をみずからに課す後天的 右に見た「家職」 を行動原理とする積極性を特色とする。 ٤ 動機 際限のないマキシマムの義務となり の純粋性をこそ問題とす (職分) の倫理と「 義務としての 奉公 「家 る 倫 理との 心心 4) ま 務 マ が 情 で 倫 性 " 対 あ ち

時 得された は、 句 朝 武士 武道に自由を得、 0 趣 意は、 道と云は、 この の積極的関わりを通じて見事に生きることにあった。 死 「奉公」 一生落度なく家職を仕課すべき也」と結ばれてい 82 事と見付たり」にはじまる一文が、 観念の導入により 「家職」 の宿 一毎朝毎夕、 命性を超出 『葉隠』 たのはこの謂 改めては これ か 冒頭に掲 でら離陸 死 々した にほ 常住死身に げられ かならない たな視 7 成て居る る 武士と 周 か 知 5

国家」(藩)の「奉公人」としての「上下(君・臣)ともに」荷うべき義務である。孜々として日々の勤めに励め、 して、人間として、「奉公人」のミニマムの義務は「一生落度なく家職を仕課す」ことにある。これこそが、「御

汝の義務を果せ、というのである。見事な現実主義といってよい。

らは、往々誤解されているような、 数々は、 の酒の飲み、欠伸の嚙みころし方、手紙の書き方、口上の述べ方、帯の結び方から刀の差し様といった処世知 全うするには、技術が要る。常朝が「教訓」と副題される「聞書」一・二の過半を費して縷々展開する、酒席で だが単なる義務の遂行というが、「一生落度なく」とは至難の業であろう。ただでさえ「不数寄」(面白くな 従来の消極的な「家職」観を一新し、「家職」に積極的に取組むことである。しかし何かと煩雑で気苦労の な「家職」である。その「奥の手」が「奉公」の志である、 「奉公人」社会が、志だけで、 この退屈な「家職」を「一生落度なく」「仕課すべ」く語り遺された処世の技法にほかならない。 家職」 の無事完遂に、『葉隠』「奉公人」道に不可欠の本質的契機なのである。 武士道の聖典に不用意に混入した夾雑物あるいは二重構造の所産などでは断 あるいは「死の覚悟」だけで渡れる道理がない。「家職」を「一生落度なく」 と常朝はいう。 決死の「奉公」 の志の確立によ それ

うされることになる。「見事に」、「こころよく」、である。 ときはじめて、「一生」の永きにわたりいささかも他人に後ろ指を指されることのない「家職一篇」 没我的献身を敢えてする「奉公」の志を確立、これを中核とし、右に見た処世技術の叡知をその周囲 の生活が全 に配する

うにいえるだろう。「家職」なき「奉公」は盲目であり、「奉公」なき「家職」は空虚である、と。 ま、ここにたどった「家職」と「奉公」の有機的連関を、 カントの周知の語になぞらえて整理すれば次のよ